

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

本事業にかかる契約の締結は、平成28年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成28年1月22日

世田谷区

### 1 業務概要

(1) 件名 世田谷区建設業人材確保・中小企業若年者就職及び定着支援事業委託(概算契約)

(2) 業務内容

建設業を始めとした中小企業・若年者マッチングプログラム

以下のア～キ等の支援により、就労希望若年者を就職に結びつける。また、求人充足のため、区内企業の採用促進コンサルティングを行う。

ア 就職活動トレーニング研修

イ 現場見学

ウ 体験実習

エ 合同就職説明会・面接会

オ 企業見学会

カ 紹介予定派遣

キ 就労希望若年者の採用に係る各種調整や手続き

ク 採用促進コンサルティング

定着支援プログラム

ア 若手社員向け研修

イ 指導担当社員向け研修

ウ 採用促進・職場定着のためのコンサルティング

エ 支援企業への訪問カウンセリングの実施

オ 交流会の実施

区内学校等(高校(ハローワーク渋谷管内)・専門学校・大学・大学院等)調査

区内中小企業の魅力発信

(3) 履行期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで(予定)

### 2 参加資格要件

提案者提出時において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

次の(1)から(8)までの要件を全て満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。

- ( 2 ) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ( 3 ) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ( 4 ) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- ( 5 ) 職業安定法第 30 条に定める厚生労働大臣の認可を受けた有料職業紹介事業者であること。
- ( 6 ) 労働者派遣法第 5 条に定める厚生労働大臣の許可を受けた労働者派遣事業者であること。
- ( 7 ) 平成 26 年度以降、他区市町村の同種又は類似、且つ同規模の業務を受託した経験を有すること。
- ( 8 ) プライバシーマーク、もしくは I S M S 認証を取得していること。

### 3 提案書の提案者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

- ( 1 ) 実施体制に関する事項
- ( 2 ) 同種・類似業務の実績
- ( 3 ) 実施方針
- ( 4 ) 建設業を始めとした中小企業・若年者マッチングプログラムについて
- ( 5 ) 定着支援プログラムについて
- ( 6 ) 区内学校等（高校（ハローワーク渋谷管内）・専門学校・大学・大学院等）調査
- ( 7 ) 区内中小企業の魅力発信について
- ( 8 ) 見積書

### 5 手続き等

#### ( 1 ) 担当部署

世田谷区産業政策部工業・雇用促進課 担当 井上、中西

住所：〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7

TEL：03-3411-6662

ホームページ：<http://www.city.setagaya.lg.jp/konnatoki/1009/1091/d00144159.html>

E-mail：[SEA01002@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA01002@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

#### ( 2 ) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：平成 28 年 1 月 22 日（金）～平成 28 年 2 月 5 日（金）正午

（土日・祝日・年末年始を除く、8 時 30 分～17 時まで。但し最終日は 15 時まで）

場 所：上記（ 1 ）に同じ

方 法：窓口配布、又は区のホームページからダウンロードに限る。

#### ( 3 ) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：平成 28 年 2 月 5 日（金）正午

場 所：上記（ 1 ）に同じ

方 法：上記（ 1 ）の窓口への持参に限る。

#### ( 4 ) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：平成 28 年 3 月 10 日（木）15 時  
場 所：上記（ 1 ）に同じ  
方 法：上記（ 1 ）の窓口への持参に限る。

## 6 その他

- （ 1 ） 提案書作成に要する費用は提案者の負担とする。
- （ 2 ） 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （ 3 ） 契約保証金 免除
- （ 4 ） 契約書作成の要否 要
- （ 5 ） 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無
- （ 6 ） 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- （ 7 ） 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。
- （ 8 ） 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- （ 9 ） 提案書の提出後に 2 の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- （ 1 0 ） 詳細は説明書による。